

おわりに

私たち羽曳野市民活動推進検討会議は、1年以上の議論を重ね、本提言書を作成しました。今回は27名の委員のうち2名の学識経験者を除く25名が公募によって選ばれるという珍しい形式で行われました。

そのため、私たちはこの会議を通じて、協働することの難しさや協働によって得るものの大きさを経験しました。異なる価値観や意見を持つ人びとと、共通の目標に向かってどのように議論をし、協力していくのかという問題に直面しました。その一方で、互いの知恵や情報を交換し、新しい交流が生まれ、各委員の活動が広がっていきました。そのような意味でこの会議自体が協働の実験場だったかもしれません。

本提言書を作成する上で、委員それぞれが羽曳野市をもっとよくしたいという熱意をもとに各自の市民活動に対する意見をたたかわせました。もちろん委員の人数の関係などで提言の内容はある程度限定的であるかもしれませんが、本提言書には他市町村などの提言にはないユニークさにあふれて、強い思いが込められています。

とりわけ、議論の中で話題に上ったのは、「市民の認識」と「支援・促進の制度化」でした。前者は、市民の意識改革を訴えるもので、提言にはそぐわないものかもしれませんが。しかし、協働の目的である快適なまちづくりには不可欠だと考え、あえて提言しています(第3部 -1-(1) 市民は何をすべきか、を参照)。

後者の支援の制度化は、具体的な提言の中核をなすものです。協働は市民活動団体と行政との対等性が保障されなければ成立しません。その対等性を保障する仕組みこそが支援の制度化なのです。

支援・促進の制度化には「組織的支援の確立」という側面と「市民活動団体の相互交流の確立」という側面があります。

組織的支援の確立とは、行政による支援があるテーマや団体に限ったものではなく、あらゆる市民活動全体を支援・促進するために必要であると考えたことです。具体的には、市民活動の担当部署の設立・一本化や行政とコンスタントな交流、そして条例の制定です(第3部 -1-(2) 行政は何をすべきか、を参照)。

また、市民活動団体の相互交流の確立とは、市民活動を促進・支援していくためには市民活動団体を「横に結ぶ」必要があるということの意味しています。つまり、市民活動が持っている知恵と資源を持ち寄ることで、さらなる活動の広がりが期待できるということです。そのために、新たな組織が必要となります。それが各小学校区におかれる「(仮称)市民活動推進センター」とセンター間の情報集約や行政との意見交換の場である「(仮称)市民活動推進協議会」です(第3部 -3-(2) 新しい市民活動団体の形成、を参照)。

今後、この提言書の内容が市政に反映されるとしても、さまざまな新たな課題が生じるでしょう。そのような意味で、この提言書は市民活動の推進と市民と行政の協働に向けての「第一歩」に過ぎません。したがって、この提言が、市民活動の推進と市民と行政の協働を通じての羽曳野市における快適なまちづくりのための道標になることを心から願っています。